

共済年金 だより

KKR

平成25年6月発行

No.107

国家公務員共済組合連合会

主
な
記
事

<重 要>

平成25年度中に予定されている年金額の改定について…………… 2～5頁

- ・平成25年4月の年金額は据置き
- ・昭和34年以前の公務員期間のある方の年金額の改定
- ・特例水準の解消による年金額の改定

<お知らせ>

平成25年度の「年金支払通知書」について…………… 6頁

平成25年度 全国年金相談会のご案内…………… 7頁

各種証明書等 再発行受付サービスを始めました

読者のひろば、表紙写真募集、お問い合わせ先…………… 8頁



「初夏の清涼」宮城県・みちのく杜の湖畔公園 阿部 勇樹 さん（宮城県）

平成25年度中に予定されている 年金額の改定について

4月

6月定期支給
から

平成25年4月の年金額は据置き

平成24年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率が0.0%となったことから、平成25年4月の年金額の改定は行われず、平成24年度と同じ額となります。

8月

10月定期支給
から

昭和34年以前の公務員期間のある方の年金額の改定

平成24年の法律改正により、昭和34年以前の公務員期間があり、年金の額が230万円を超えている方の年金額は、平成25年10月定期支給期分から年金額の引き下げが行われます。(詳しくは2～4頁をご覧ください。)

10月

12月定期支給
から

特例水準の解消による年金額の改定

平成24年の法律改正により、現在の特例水準（本来の年金額より2.5%高い水準）の年金額について、平成25年12月定期支給期分から年金額の引き下げが行われます。(詳しくは5頁をご覧ください。)

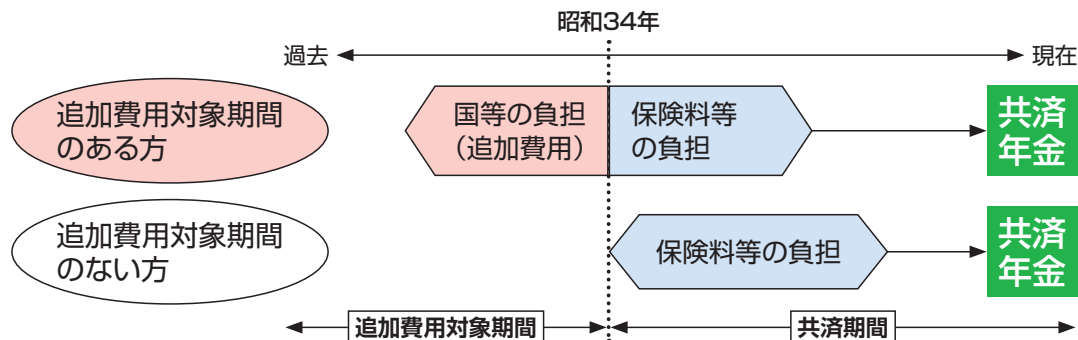
■ 平成25年4月の年金額は据置き

本年1月、総務省から「平成24年平均の全国消費者物価指数」（生鮮食品を含む総合指数）の対前年比変動率が0.0%となった旨、発表されました。

その結果、平成25年4月の年金額については、年金額の改定は行われないうこととなり、平成24年度と同じ額となります。

■ 昭和34年以前の公務員期間のある方の年金額の改定(10月定期支給期分から)

平成24年の法律改正により、年金額の計算の基礎となっている組合員期間に国家公務員の共済制度が施行された昭和34年以前(※)の公務員期間(「追加費用対象期間」といいます。)のある方の共済年金の額については、制度切替前後の年金掛金の本人負担の差を考慮して、世代間の公平を図るため、平成25年10月の定期支給期分から、追加費用対象期間の長さに応じて、最大で年金額の10%を引き下げることとなりました。



※ 地方公務員等共済制度が適用されていた方は昭和37年以前、沖縄の年金制度が適用されていた方は昭和41年以前になります。

改定の対象となる方

年金額の計算の基礎になっている組合員期間に追加費用対象期間がある方のうち、支給されている年金額が230万円を超えている方が改定の対象となります。

(注) 年金額230万円には、①日本年金機構が支給する基礎年金の額、②地方公務員等共済制度から支給する共済年金の額も含まれます。

※追加費用対象期間がない方、追加費用対象期間があっても年金額が230万円以下の方は改定の対象にはなりません。

改定後の年金額

次の①～③の方法により計算した結果、最も多い額が改定後の年金額となります。

- ① 現在の年金額(日本年金機構から基礎年金が支給されているときは、共済年金+基礎年金の額。次の②も同様です。)から、追加費用対象期間に係る部分の27%を減額した額
- ② 現在の年金額から、全体の年金額の10%を控除した額
- ③ 230万円

【計算例】昭和34年以前の公務員期間があり、退職共済年金と老齢基礎年金を受給している方の場合

現在の年金額	退職共済年金210万円(日本年金機構から老齢基礎年金60万円)
退職共済年金の額の計算の基礎となっている組合員期間	35年(420月)
追加費用対象期間(昭和34年以前の公務員期間)	7年(84月)
追加費用対象期間に係る部分	$(210万円 + 60万円) \times 84月 / 420月 = 54万円$

退職共済年金210万円+老齢基礎年金60万円=270万円となり、230万円を上回っていますので、年金額が改定されます。

●上記①により計算した額

270万円(退職共済年金+老齢基礎年金)−54万円(追加費用対象期間に係る部分)×27%
≒255万円

●上記②により計算した額

270万円(退職共済年金+老齢基礎年金)−270万円×10%=243万円

●上記③の額 230万円

この計算例の場合、①～③により計算した額を比較しますと、①により計算した額が最も多い額になりますので、改定後の年金額は、退職共済年金は約195万円(老齢基礎年金は60万円のまま)となります。

(注) 1. 上記の計算例はあくまで大体の目安です。正式な年金額は9月上旬にお送りする「年金額改定通知書」でご確認ください。

2. 基礎年金のほかに、国家公務員共済組合連合会、地方公務員等共済制度から2以上の年金が支給されている場合は、これらの年金額も合計した額が230万円を超えると、追加費用対象期間のある年金について改定が行われます。(追加費用対象期間のない年金については、改定は行われません。)

それぞれの年金額の改定の計算方法は上記の計算例と同様ですが、改定後のそれぞれの年金の合計額が230万円を下回ったときは、その合計額が230万円となるように年金額の調整が行われます。

実施時期

平成25年10月定期支給期(平成25年8月分)以降の年金額から引き下げられます。

今後のお知らせ

6月上旬	追加費用対象期間があり、平成25年10月定期支給期分以降の年金額が改定される場合のある方に、平成25年8月定期支給期分までの支払額等を記載した「年金支払通知書」(6頁参照)をお送りします。
9月上旬	追加費用対象期間があり、平成25年10月定期支給期分以降の年金額が改定される方に「年金額改定通知書」等をお送りします。
10月上旬	平成25年10月定期支給期分の支払額等を記載した「年金支払通知書」(6頁参照)をお送りします。

● お問い合わせの多いご質問例 ●

質問 1

国家公務員共済組合連合会から共済年金120万円、日本年金機構から厚生年金100万円、老齢基礎年金60万円の年金を受給していますが、10月定期支給期分以降の年金額は改定されますか。

答え

10月定期支給期分以降の年金額の改定は、追加費用対象期間(昭和34年以前の公務員期間)が年金額の計算の基礎となっている場合で、国家公務員共済組合連合会、地方公務員等共済制度から支給される共済年金、日本年金機構から支給される基礎年金の合計額が230万円を超える場合に行われます(厚生年金は合計額の対象になりません)。

ご質問のケースでは合計額が180万円となりますので、年金額の改定はありません。

質問 2

昭和34年以前の公務員であった期間はわかりますが、それに対応する年金額はどのように計算すればよいですか。

答え

3頁の計算例(追加費用対象期間に係る部分)をご覧ください。また、年金証書記号番号を教えていただければ、当会でも対応いたします。年金証書記号番号は、年金証書や毎年6月上旬にお送りしている「年金支払通知書」に記載していますので、そちらをご確認ください。

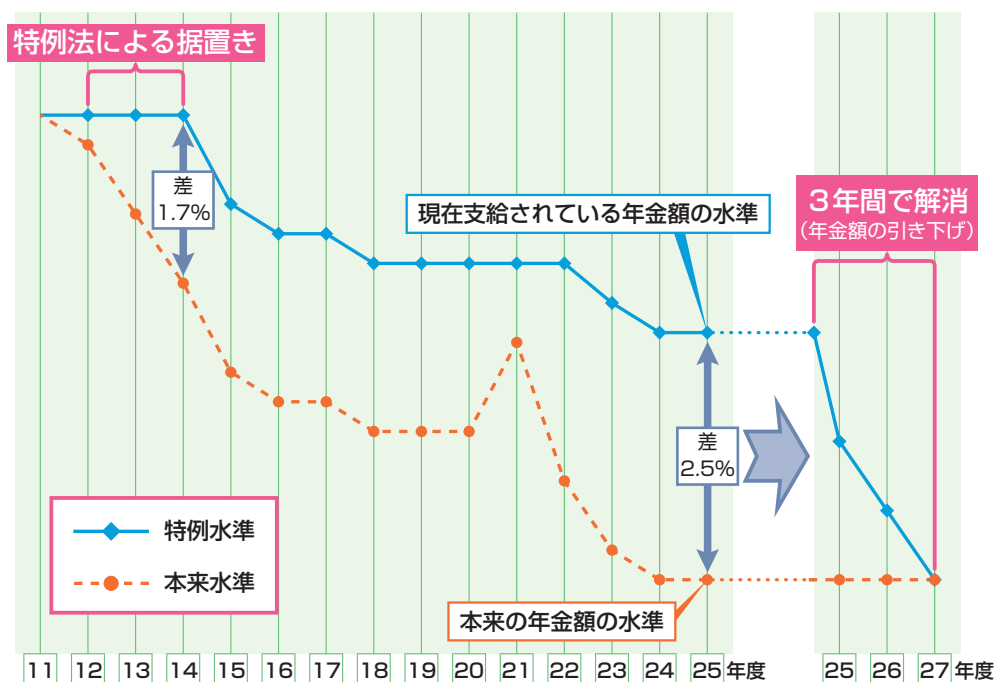
質問 3

年金額が改定される場合、今後、どのような連絡があるのでしょうか。

答え

年金額が改定される方には、9月上旬に「年金額改定通知書」を、10月の定期支給期前に「年金支払通知書」(10月定期支給期分のみ記載)をお送りします。

■ 特例水準の解消による年金額の改定(12月定期支給期分から)



年金額は、物価が上昇すれば、増額し、物価が低下すれば、減額する仕組みを基本としています。一方、現在の年金額は、過去に物価が下落したにもかかわらず、特例措置として年金額を据え置いたことで、本来の年金額より**2.5%高い水準**(これを「特例水準」といいます。)となっています。

平成24年の法律改正により、この特例水準について、平成25年10月、平成26年4月及び平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の若い世代にも考慮して、世代間の公平性を図ることとなりました。

このため、共済年金の額について、平成25年12月の定期支給期分から、マイナス1%改定することとなりました。

実施時期

平成25年12月定期支給期(平成25年10月分)以降の年金額から引き下げられます。

今後のお知らせ

6月上旬	平成25年10月定期支給期分までの支払額等を記載した「年金支払通知書」(6頁参照)をお送りします。 ※追加費用対象期間があり、平成25年10月定期支給期分以降の年金額が改定される場合のある方は除きます。
12月上旬	「年金額改定通知書」及び平成25年12月定期支給期分以降の支払額等を記載した「年金支払通知書」(6頁参照)をお送りします。

平成25年度の「年金支払通知書」について

■ 平成25年度にお送りする「年金支払通知書」の表示等について

6月にお送りする「年金支払通知書」には、例年、6月・8月・10月・12月・2月・4月の定期支給期の支払額等を記載しています。

平成25年度は、年金額の改定が予定されているため、例年と異なり、以下の内容で、各定期支給期の金額をお知らせいたします。

【追加費用対象期間があり、平成25年10月定期支給期分以降の年金額が改定される場合のある方】

送付時期	表示内容
平成25年 6 月	6月定期支給期・8月定期支給期分の金額
平成25年10月	10月定期支給期分の金額
平成25年12月	12月定期支給期・平成26年2月定期支給期・同年4月定期支給期分の金額

年 金 支 払 通 知 書

平成25年6月7日発行

年金証書番号 A-11-01-999999-9
年金受給権者氏名 ネネン タロウ
払込金融機関名 ナナナ
ナナ

見 本

あなたの年金については、下記のとおり支払うことになりましたので通知します。

支 払 日	(円) 支 給 額	(円) 介護保険料 国民健康保険料	(円) 所得税額	(円) 個人住民税額	(円) 控 除 額	(円) 差引支払額	備 考
25. 06. 14	473,100	2,000 4,000	6,606	10,000		450,495	
25. 08. 15	473,100	2,000 4,000	6,606	10,000		450,495	

平成25年10月定期支給期分から年金額の改定が予定されています。
詳しくは、裏面をご覧ください。改定後の年金額は改めてお知らせします。

【上記に該当しない方】

送付時期	表示内容
平成25年 6 月	6月定期支給期・8月定期支給期・10月定期支給期分の金額
平成25年12月	12月定期支給期・平成26年2月定期支給期・同年4月定期支給期分の金額

■ 「年金支払通知書」各欄の見方

- ①「支給額」欄…各定期支給で支払われる支給年金額の2か月分を表示しています。
(年金は後払いとなっていますので、6月定期支給期の場合は、4月分・5月分を支給することとなります。)
- ②「介護保険、国保・後期高齢」欄…介護保険料、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険料が年金から徴収される方は、その金額を表示しています。(※)
- ③「所得税額」欄…年金から所得税(復興特別所得税を含む。)が源泉徴収されている方は、その所得税額を表示しています。
遺族(共済)年金、障害(共済)年金は、非課税のため所得税は表示されません。
- ④「個人住民税額」欄…個人住民税が年金から徴収される方は、その金額を表示しています。(※)
- ⑤「控除額」欄…過払金額を年金から控除している場合などのとき、表示しています。
- ⑥「差引支払額」欄…支給額から介護保険料等、所得税額、個人住民税額、控除額を差し引いた後の金額を表示しています。**この金額が指定された口座に振り込まれます。**

※市区町村からの依頼により65歳以上の年金受給者の方の年金から徴収されます。
但し、日本年金機構から支給される老齢基礎年金等を受給されている方は除きます。

平成25年度 全国年金相談会のご案内



年金に関する様々なご相談に応じるため、今年度は全国35会場で「年金相談会」を開催いたします。

「年金相談会」は、事前のご予約が必要です。

会場等の都合により定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにご予約ください。

ご予約方法

KKRホームページからのご予約

KKRホームページ

<http://www.kkr.or.jp/>

ホーム ▶ 共済年金 ▶ 年金相談・年金試算 の『年金相談会予約フォーム』より必要事項をご入力ください。

電話でのご予約

予約受付専用電話 **03-3265-9708**

受付時間 10:00～12:00 13:00～18:00
(土日祝日、年末年始を除く)

文書でのご予約

便箋等に「年金相談会の予約」と明記し、

- ① 開催地、開催日、希望時間(午前・午後)
- ② 氏名(フリガナ)
- ③ 生年月日
- ④ 住所、日中連絡がとれる電話番号
- ⑤ 年金証書記号番号
- ⑥ 相談内容

をご記入いただき、下記あてにお送りください。

【文書送付先】

〒102-8082

東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会 年金部 年金相談室 予約受付係

開催日程

北海道地区		
北海道旭川市	8月2日(金)	ワシントンホテル旭川
北海道札幌市	10月11日(金)	KKRホテル札幌
東北地区		
秋田県秋田市	6月21日(金)	ルポールみずほ
山形県山形市	8月23日(金)	ホテルメトロポリタン山形
青森県青森市	9月5日(木)	アップルパレス青森
岩手県盛岡市	9月6日(金)	エスポワールいわて
宮城県仙台市	10月18日(金)	KKRホテル仙台
福島県福島市	11月15日(金)	ホテルサンルートプラザ福島
関東地区		
東京都立川市	7月19日(金)	ザ・クレストホテル立川
埼玉県さいたま市	7月23日(火)	ホテルプリランテ武蔵野
神奈川県横浜市	1月17日(金)	KKRポートビル横浜
茨城県水戸市	1月24日(金)	ホテルレイクビュー水戸
群馬県高崎市	2月14日(金)	ホテルルートイン高崎駅西口
栃木県宇都宮市	2月21日(金)	ニューみくら
千葉県千葉市	2月28日(金)	ホテルプラザ菜の花
東海・信越・北陸地区		
岐阜県岐阜市	7月12日(金)	ホテルグランヴェール岐阜
愛知県名古屋市	10月18日(金)	KKRホテル名古屋
石川県金沢市	10月25日(金)	KKRホテル金沢
福井県福井市	11月29日(金)	ターミナルホテルフクイ
静岡県静岡市	1月31日(金)	もくせい会館
近畿地区		
滋賀県大津市	8月30日(金)	KKRホテルびわこ
和歌山県和歌山市	9月13日(金)	シティイン和歌山
京都府京都市	10月4日(金)	KKR京都くに荘
大阪府大阪市	11月8日(金)	KKRホテル大阪
中国地区		
山口県山口市	9月20日(金)	セントコア山口
鳥取県鳥取市	9月27日(金)	白兔会館
広島県広島市	10月11日(金)	KKRホテル広島
四国地区		
高知県高知市	8月9日(金)	高知共済会館
香川県高松市	10月4日(金)	ルポール讃岐
愛媛県松山市	12月20日(金)	エスポワール愛媛文教会館
九州地区		
福岡県福岡市	10月25日(金)	KKRホテル博多
熊本県熊本市	11月8日(金)	KKRホテル熊本
宮崎県宮崎市	11月22日(金)	ひまわり荘
鹿児島県鹿児島市	12月6日(金)	KKR鹿児島敬天閣
沖縄地区		
沖縄県那覇市	11月15日(金)	サザンプラザ海邦



各種証明書等 再発行受付サービスを始めました

「年金加入期間確認通知書」等の各種証明書の再発行のご依頼につきましては、24時間受付の専用電話による『各種証明書等の再発行自動受付サービス』を開始いたしましたので、ご利用ください。

携帯電話・PHSからもご利用いただけますが、おかけになる電話機や回線により利用できない場合があります。

再発行受付が
できる証明書等

1

年金加入期間確認通知書

2

年金額改定通知書

3

年金支払通知書

4

扶養親族等申告書

5

源泉徴収票

再発行を希望されるときは…

- ① 年金証書記号番号 A-□□-□□-□□□□□□-□ をメモして、
- ② 再発行自動受付専用電話 ☎ 03-5212-2243 ヘダイヤルしてください。
- ③ 音声ガイダンスにしたがって、電話機のボタンを押してください。

再発行する証明書等につきましては、概ね1週間程度で、登録ご住所あてにお送りいたします。



読者のひろば



素敵な恋人たち

話すことを忘れたのかと思うほど寡黙な人たちから「せんせい、これはどの色？」という声でした。特別養護老人ホームで絵手紙のボランティアを始めてからほぼ半年を過ぎたところである。

「この色とこの色を混ぜるといいよ。でもいろいろ混ぜると色が汚れるからね」「ありがとう」と会話は成立するが、塗った色は自分好み、気分次第である。でもそれでいい。考えて言葉に出せたことが素晴らしい。その日はみんなの作品を褒めちぎった。

「せんせい、褒め方じょうずね」と笑っている。そう、その笑顔がいい。

当初は怪訝な顔で迎えられ、先が案じられたが、手の不自由な人には手を添え、耳の不自由な人には耳元でゆっくり一人ひとりの反応を確かめながら進めている。

回を重ねるにつれ会話が增え、お互いの作品を褒めあうようにもなった。

だが感情の起伏は大きく、時には季節の花や風景などの写真と雑談を交えながらご機嫌を伺う。

手本を真似て原画に色を塗る。そんな単純なことでも喜んでくれる人がいる。

福祉ボランティアは、ちょっとした思いやりや働きかけが、お互いの喜びにつながるがある。私たちは「ビックリさせない」「急がせない」「自尊心を傷つけない」を合い言葉に、お茶目な恋人たちの笑顔に会いたいから、しばらくボランティアを続けていこうと考えている。

神奈川県 加藤 敏夫 さん (78歳)

八十歳で恋愛小説を処女出版

私は七十五歳まで日本舞踊を教えていたが、踊りの先生の職業病とも言われている膝関節症となり、踊りの道は閉ざされてしまいました。

そして模索しながらたどりついたのが、パソコンでした。ABCさえ分からぬ儘に、七十九歳の誕生日の記念にパソコンを自分で買ってきました。周囲のどうせ途中で投げ出すさ、の冷ややかな視線を感じながら、私の猛勉強が始まりました。

地元のシルバー人材センターの講習会に一年近く通い、更に自宅で個人指導をお願いした結果、今では流行のブログやら、写真の投稿まで出来るようになりました。もともと文章を作るのは好きだったので、毎日のブログ更新は楽しみの一つです。

お読み頂いた人々から貴方の書いた物、とても面白いよと言う事で、私もその気になって本腰をいれて書いた物が、自分自身の若き日の憧れとも言える純真無垢な、青年男女の恋愛小説となりました。

緑豊かな田園を背景に、手も握れぬ儘に出征する若者に手渡す一羽の折り鶴に託す乙女の想い……自分には無かった青春を一冊の本にまとめて、平成二十五年一月に全国発売する事になりました。

自分が勉強すると共に、若い感覚を甦らせて、気持ちまで若返る気がします。良いライフワークに巡り合えて、楽しい毎日を過ごしております。

東京都 北村 富次郎 さん (81歳)

<表紙「写真」の募集>

平成25年10月号と平成26年1月号の本誌の表紙写真を募集します。10月号、1月号にふさわしい各地の風景等の写真がございましたらご応募ください。写真は、Lまたは2Lサイズのプリントで、撮影日時及び場所、タイトル、年金証書記号番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 年金相談室までお送りください。

なお、写真の返却はいたしません。また、10月号の応募の締切は6月30日、1月号の応募の締切は8月31日です。

こんなときには
届出を!

- 共済組合の長期組合員となられたとき
- 厚生年金保険または私立学校教職員共済制度に加入されたとき
- 国会議員や地方議会議員となられたとき
- 65歳までの退職共済年金を受給されている方がハローワークに求職の申込みをされたとき
- 加給年金額対象者である配偶者または子に異動があったとき など

届出が遅れますと、年金が払い過ぎになり、さかのぼって返済していただく場合がありますので、ご注意ください。

KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問い合わせ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

☎ 03 (3265) 8141 (代表)

◆お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号をお知らせください。

◆電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようご注意ください。

KKRホームページアドレス <http://www.kkr.or.jp/>

(年金相談や各種届出用紙のダウンロード等にご利用ください) kkr 検索